会費規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本臨床発達心理士会(以下、「当法人」とする。)の会費に関し、定款第9条に基づき必要な事項を定める。

(年会費)

- 第2条 正会員の年会費は、10,000円とする。
 - 2 準会員の年会費は、5,000円とする。
 - 3 賛助会員の年会費は、一口 5,000円とし、任意の口数を納入することとする。
 - 4 年度途中で当法人を退会した場合の年会費は、返還しない。

(納付)

- 第3条 年会費は、翌年度分を前年度 2月末日までに納入しなければならない。
 - 2 年会費が未納の場合は、研修会に参加することができない。

(入会金・再入会金)

- 第4条 入会金は徴収しない
- 2 一旦退会した会員が再入会する場合は、退会していた期間の会費に相当する「再入会金」を、4万円を限度として徴収する。
 - 3 再入会金は、再入会申し込みと同時に納入しなければならない。
- 4 資格を喪失したために退会した者が資格を再取得した場合は、前2項を適用しない。

(変更)

第5条 この規程は、理事会の決議によって変更することができる。

(附則)

この規程は、2023年 2月 1日より効力を有する。 この規程は、2024年 6月 23日より効力を発する